

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、高齢者介護サービスのリーディングカンパニーを目指し、株主ならびに社会に対して、企業としての社会的責任および公共的使命のもとに、その意思決定や責任体制の公平・透明・法令遵守を常に認識した、健全なる企業運営を実践することで、コーポレートガバナンスを重要な経営課題と位置づけております。

取締役会は月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反のないように審議しております。

監査等委員は取締役会に出席し、事業遂行状況及び経営状況の監査・監督をおこなっております。

当社は、取締役会から委譲された権限の範囲内で重要な業務執行の決定及び経営の重要事項について審議する機関として、経営戦略会議を開催しております。

監査等委員会設置会社として、監査等委員会は社内取締役1名、社外取締役2名の合計3名で構成しており、客観的・中立的監査・監督のもと、これまで実施してまいりました諸施策の効果をさらに上げるべく、経営の監視・監督機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高橋 洋二	2,706,912	31.47
株式会社ユニマツライフ	1,553,420	18.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	563,000	6.54
山本 良二	162,900	1.89
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	107,100	1.24
中井 芳明	90,000	1.04
ミツワ電機株式会社	89,300	1.03
株式会社埼玉りそな銀行	85,179	0.99
ユニマツリタイアメント・コミュニティ従業員持株会	78,346	0.91
小松 雅之	77,900	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

「大株主の状況」は、2019年3月31日時点での状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高谷 裕介	弁護士											
石橋 治朗	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- f 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- g 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- h 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- i 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- j その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高谷 裕介	○	○	――	同氏は、企業法務を専門とし、弁護士として培われた法律の専門知識と経験を有しており、その幅広い見識を活かして、社外取締役としての職務を遂行できると判断したためであります。また、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断したためであります。
石橋 治朗	○	○	――	同氏は、公認会計士及び税理士として培われた実務経験を有しており、その幅広い見識を活かして、社外取締役としての職務を遂行できると判断したためであります。また、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断したためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は監査等委員会の求めに応じてその職務を補助するための使用人(以下「補助使用人」という。)を任命する。その任命にあたっては取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するため、監査等委員会と事前に協議をおこなっております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査につきましては、事業部門及び管理部門とは独立した内部監査室を設け、定期的に事業所往査をおこない、法定整備書類及び業務遂行において監査等委員会とも連携し、監視機能の強化を図っております。監査結果については、報告書を作成し、取締役会及び監査等委員会に報告しております。

監査等委員会は、ガバナンスのあり方と運営状況を監視し、取締役会を含めた経営の日常的活動の監視をおこなっております。具体的には、監査等委員会は社内取締役1名、社外取締役2名の合計3名で構成し、監査等委員会で定めた監査方針、監査計画等に従い、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査しております。

また、監査等委員会において業務執行の担当取締役及び重要な使用人から個別ヒアリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換をおこなっております。

さらに、内部監査室とも緊密に連携し、監査結果及び運営状況について報告を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、現在の報酬制度が妥当と考えており、現段階において変更の予定はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

個別報酬の開示はしていない

更新

取締役(監査等委員を除く)の報酬 127,544千円
取締役(監査等委員)の報酬 3,000千円(うち社外取締役 3,000千円)

なし

更新

任期

一名

更新

内部監査につきましては、事業部門及び管理部門とは独立した内部監査室を設け、定期的に事業所往査を行い、法定整備書類及び業務遂行において監査等委員とも連携し、監視機能の強化を図っております。監査結果については、報告書を作成し、取締役及び監査等委員に報告しております。

(3) 会計監査人

当社は、大光監査法人与監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

「会社法の一部を改正する法律」(2015年法律第90号)が2016年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社の制度が創設されたことから、議決権を有する監査等委員である取締役が加わることにより、取締役会の監督機能を強化し、経営の公正性・効率性の向上を図ることで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送通知期限より4日早い、2019年6月7日に招集通知を発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より2日早い、2019年6月25日に株主総会を開催しました。
その他	【議決権行使の円滑化】 招集通知の発送前(2日前)に、当社ホームページへ招集通知を掲載しております。 【株主総会議案の議決結果】 株主総会終了後、当社ホームページへ決議通知を掲載、及び臨時報告書の提出において議決権行使結果を開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末及び第2四半期決算の説明会として年に2回、社長が当該決算概要と今後の事業戦略について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	各四半期の決算短信、決算説明会資料、株主へ発送する年2回の事業報告、有価証券報告書、その他適時開示情報等を掲載しております。 ■ 当社IRサイト http://www.unimat-rc.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 管理本部 総務部 連絡先メール ir@unimat-rc.co.jp TEL:03-5413-8228	
その他	株主総会終了後、事業説明会を開催しております。 また、不定期ですが、年2回程度、個人投資家向けの会社説明会を開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「企業倫理綱領」において、法令の遵守及び健全かつ公正な事業活動を行うために、企業行動の基本原則を規定しており、その本文において、ステークホルダーの立場を尊重した行動原則を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は介護事業が主たる事業である為、地域住民の方を対象に年に数回、介護保険や介護実務の勉強会を実施しております。
その他	< 役員への女性の登用にに関して > 当社では、性別を問わず、能力、資質、実力や成果に応じて評価をおこなっており、女性の役員は、現在、執行役員2名を登用しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会を定期的に開催して、取締役が相互に職務執行の法令・定款の適合性を監視するための十分な体制を構築する。
 - (2) 企業理念、「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、これに基づいて、当社及び当社子会社の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をする。
 - (3) コンプライアンス体制の強化を図るため、事業部門及び管理部門とは独立した組織である内部監査室による監査及び「内部通報規程」に基づき、当社及び当社子会社における法令違反行為、社内規則違反行為等を通報し、コンプライアンス・リスク管理委員会でその調査をおこない、迅速かつ適切な対応をするとともに、内部統制上の問題の是正及び予防に努める。
 - (4) 当社及び当社子会社の社内で発生する事故をレベル別に管理し、緊急連絡網に則り迅速に対応する。
 - (5) 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則との適合性を確保するための体制を構築し、適切な運用に努めるとともにその結果を評価し取締役会に報告する。
2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役は常時当社及び当社子会社のこれらの文章等を閲覧できる。
その他重要な内部情報等については、「機密管理規程」に基づき、管理をおこなう。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社及び当社子会社における業務遂行を阻害する損失の危険を予防し、企業価値の保全を図る。
 - (2) 取締役会は各事業における施設、品質、情報セキュリティ等、経営に関わるリスク管理を統括する。取締役会は、全社的にリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動をおこなう。
 - (3) 経営に重大な影響を与えられと思われる事態が発生した場合（危機時）、取締役会は、取締役の中から対策責任者を任命し、対応を指揮するとともに、その状況を適宜取締役会に報告する。その他、臨機応変に対応することができるようにするため、予め、リスク管理レベル及び緊急連絡網を整備し周知する。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、会議を開催して、環境変化に対応した当社及び当社子会社の将来ビジョンと経営計画を策定し、中期経営計画を具現化するため、毎期、業績目標を設定して全社に周知徹底する。当社及び当社子会社の設備投資、新規案件については、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に当社及び当社子会社に係る効率的な人的配分をおこなう。
 - (2) 取締役会は、会議を開催して、当社及び当社子会社の月次の業績及び目標に対する評価・分析をおこない、必要に応じて対策をおこなう。
 - (3) 経営と執行を効率的におこなうため、執行役員制度を導入するとともに、有効な「職務権限規程」・「稟議決裁規程」を定め、業務執行組織を運営する。
 - (4) 経営の迅速化と機動性を確保するため、ITの活用体制を整備する。
5. 当社及び当社子会社における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及び当社子会社の事業経営・管理については、「関係会社管理規程」に基づいて、各社の経営成績及び財務の状況を確認するとともに、業務の適法性、妥当性及びリスク管理などの状況を把握する。また、関係会社の重要事項については、機関決定する前に、当社の取締役会の承認を得るものとする。
 - (2) 内部監査室は当社及び当社子会社に対する監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告する。
 - (3) 当社は、当社及び当社子会社全体にとって重要な事項については、当社子会社から適切に報告を受けるべく、当社子会社の規模等に応じて当社への報告の手続・内容等を定める諸規定を設け、かつ、担当部署を設置して適切な指導・助言をおこなう。
6. 監査等委員会の職務を補助するための使用人に関する事項及びその独立性に関する事項
当社は監査等委員会の求めに応じてその職務を補助するための使用人（以下「補助使用人」という。）を任命する。その任命にあたっては取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、監査等委員会と事前に協議をおこなう。
7. 監査等委員会の補助使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査等委員会は、補助使用人の人事異動について、事前に人事担当役員より報告を受けるとともに、必要がある場合には理由を付してその変更を人事担当役員に申し入れることができる。また、補助使用人を懲戒に処する場合には人事担当役員は予め監査等委員会の承諾を得る。加えて、補助使用人はその業務を執行するに当たって、専ら監査等委員会の指揮・命令に服する。
8. 当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社子会社の取締役は監査等委員会に対して、取締役会等の重要な会議における決定事項、法定事項のほか、コンプライアンス等の内容を随時報告する。
 - (2) 当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定及び規程に定められた事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、監査等委員会から報告を求められた事項について速やかに当社監査等委員又は監査等委員会に報告する。
 - (3) 内部監査室は、事業部門及び管理部門とは独立した組織として、内部統制の観点から、各部門の業務の適法性及び妥当性並びにリスクの存在の有無について監査を実施し、監査結果を監査等委員会に報告する。
 - (4) 当社及び当社子会社の内部通報事務局は、当社監査等委員会に内部通報の状況について定期的に報告する。
 - (5) 当社及び当社子会社は、上記の報告をおこなった取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をおこなったことを理由として、不利な取り扱いをおこなうことを禁止する。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について、会社に対し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明できた場合を除き、これを拒むことができない。
10. その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会から選定された監査等委員は、あらゆる会議への出席権限を有する。
- (2) 監査等委員会による取締役及び使用人に対する調査・是正権限を具体化する体制を整備する。
- (3) 監査等委員会は、内部監査室、事業部門、管理部門との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換をおこなう等連携を図る。
- (4) 監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、会社は公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携が取れる環境を整備する。
- (5) 監査等委員会は、内部統制の整備状況や運用状況等を把握し、内部監査部門に対して、必要に応じて指示・改善を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係排除については、社会的責任及び企業防衛から「コンプライアンス・リスク管理規程」に明記し、反社会的勢力に対して一切の関係を拒絶するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的に対応を行う。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社の機関・内部統制システムの体制

